

オランダの私学公費助成に関する研究視座 ——アブラハム・カイペルの領域主権論に着目して——

澤 田 裕 之*

キーワード：アブラハム・カイペル、カルヴァン主義、1806 年学校法、学校闘争、領域主権論、私立学校、公費助成

1. はじめに

本稿の目的は、オランダ王国（以下、オランダ）のカルヴァニスト神学者であり、1901 年から 1905 年にかけて同国の首相も務めたアブラハム・カイペル（Abraham Kuyper）と、カイペルの基幹的思想として挙げられる領域主権論（soevereiniteit in eigen kring）¹に着目して、今もなお、私立学校に対する公費助成を公立学校と同等に措置するオランダの私学に対する公費助成の理論の一端を明らかにしていくための研究の視座を浮上させることである。

オランダ中央統計局の調べでは、2021/22 年度の私立初等学校数は 4,610 校であり、公立学校の 2,051 校を大きく上回る。在籍する児童数は公立の初等学校の 436,309 人に対して私学は 1,055,727 人と、全体の 71%が私立初等学校に在籍しており、私立中等学校においても全体の 73%の生徒が私立中等学校に在籍している²。つまり、義務教育段階の学校の約 7 割が私学ということである³。量的に私学が公立学校を凌駕している最大の要因はオランダ王国憲法第 23 条「公立教育と私立教育(Het openbaar en bijzonderonderwijs)」(以下、憲法第 23

* 人間力創成総合教育センター 専門職教育プログラム 准教授

条)にある。全8項で構成される同条は、1917年の憲法改正により制定され、その2項では「何人も、所轄庁の監督権を留保して、また法定の教育形態について法律上規定された教育を提供する者の適格性と道徳性の審査を留保した上で、教育を与えることは自由とする。」と同国における「教育の自由」を今日まで明記し続けて来た。これは、法律の範囲内であれば、私人が学校を設立することができ(学校設立の自由)、設立された私立学校は「教育内容の自由」、「教育組織の自由」が認められるということである。

そしてオランダの場合、設立された私学初等中等学校に対しては、一定の条件を満たすことで全ての経費が国庫より支出されることを憲法第23条7項で規定する⁴。ドイツの学校法制度を研究している結城忠(2009)はこのオランダの私学公費助成について、「国による財政支出は公立学校と私立学校が同一の基準によって行われるということであり(私学財政は100%国庫負担)、この結果、たとえば、教員の給与や労働条件は公立と私立とで何らかわるところはない」として、オランダの私学は「私立公営」学校と述べている⁵。教育文化科学省は「オランダにおける教育制度の特徴の一つが、憲法第23条で保障されている教育の自由、すなわち(学校)設立の自由、教育方法の自由、そしてそれらの基となる思想の自由である。人々は学校を設立し、宗教や観念、或いは思想に基づいて教育を行う権利がある」⁶としている。結城は「『私学の自由』に財政的基盤を与えるものものとして『私学助成』があり、かくして『私学の自由』保障から、国家の私学に対する助成義務が導かれる」として、ここから「公立と私立との財政平等の原則」が導出される⁷としている。

このように、オランダにおける私学の量的拡充の最大の要因として、憲法第23条7項の存在が考えられるが、それでは何故オランダは同条を定め、私学に対して公費助成を措置することとなったのか。その制度的な源泉はどこにあるのか。

同条が制定された歴史的背景には、19 世紀中葉から始まったとされるカトリック教徒と正統派プロテスタントが共闘して、自由な宗派的私学教育を求めて国家権力と鋭く対立した学校闘争（schoolstrijd）があるとされている。これは、主に正統派プロテスタントを中心としたキリスト教勢力が政府に対して教会を基盤とした宗派立学校への財政的支援及び私学の自由を要求した運動であり、政治闘争に発展した。学校闘争に関して結城は、『『国家による教育』に抗しての『教育における自由』（私学教育の自由）獲得のための闘いであった』⁸と解説している。この結果として、宗派勢力の要求を政府側が受け入れる形で学校闘争は終結し、その証左として憲法の基本権に第 23 条が制定されたということである。逆に言えば、学校闘争以前の私学が置かれた状況は、私学は私学の自由を制限され、かつ財政的にも危機的な状況であったということでもある。

この私学が置かれた状況に対して、教育の自由及び公立学校と同様の公費助成を強く要請した代表的人物が、カルヴァニスト神学者であり、反革命党（Anti-Revolutionaire Partij, 以下 ARP）⁹の創設者、そして 1901 年から 1905 年にオランダの首相を務めたカイペルである。見原礼子（2009）はカイペルについて、私立（宗派）学校の枠組みにおける、カルヴァン派の学校に対する国家からの財政援助の獲得に尽力した¹⁰とし、この闘争の過程においてカイペルは信者から幅広い支持を取り付け、議会勢力の転換を狙うこととなった¹¹とカイペルの事績について概説している。またカイペルは、1880 年に政府やオランダ改革派教会からの干渉を受けず、国家と教会の双方から独立した「自由」な研究と教育を目的とする、オランダでは初の私立大学であるアムステルダム自由大学（Vrije Universiteit Amsterdam）を創設している。同年 10 月 20 日に開催されたアムステルダム自由大学創設会議のにおいてカイペルは「あらゆる種類の社会的領域は自律的でなければならず、支配す

るべきでもされるべきでもない。だからこそ、例えば、大学は国家からだけでなく、教会からも『自由』でなければならない。」¹²と主張した。これが後にいうところのカイペルの領域主権論の一部にあたる。

これらに鑑みれば、憲法第 23 条が制定された背景や、それに伴う私学に対する公費助成の制度原理には、カイペルの領域主権論が多分に影響していると考えられることから、それらを明らかにしていく上では、カイペルの思想と彼の政治的動向を丁寧を追う必要がある。具体的に言えば、当時の政治状況と私学をはじめとする学校教育に係る法制度の分析によって、自由主義勢力の私学に対する姿勢を明らかにすることである。そしてこの姿勢に対してカイペル自身と、宗派勢力の反応について分析することで、学校闘争の全体像を示すことが可能と考える。そのため本稿では、先行研究及び関連する文献を用いて宗派勢力側の視点に立脚する形で、カイペルの思想及びそこから生成された領域主権論について概説し、今後の学校闘争自体に焦点を当てて論究するための研究的視座を明らかにすることを目的とする。

以上の観点に係る主たる研究は、P.Th.F.M.ブークホルトと E.P.デボーイ（1987）の研究¹³がある。デボーイらは宗教改革以前まで遡り、その時代におけるオランダの学校を概括した後、1795 年から 1860 年を国として教育を統一化し始めた時期、1860 年から 1920 年を学校の多様性の萌芽期、そして教育の発展と民主化が図られた 1920 年から 1980 年と、中世の時代から現代を凡そ三期に分けて同国の学校教育の変遷をまとめている。そこでデボーイらの時代区分を援用し、主に学校の多様性の萌芽期に焦点を当てて、私学（宗派立学校）が置かれた当時の状況についての整理を試みる。関連する日本国内の研究においては、先述の見原（2009）の

研究¹⁴やオランダ政治史を著している水島（2001）の研究¹⁵が挙げられるため、これらの研究も参考にしながら論究していく。

そしてカipelの思想については、カipel自身の著作の一つであり、領域主権論が集約されている『カルヴィニズム講義（*Lectures on Calvinism*）』（1898）を、鈴木好行が1988年に翻訳した『カルヴァニズム』¹⁶がある。同書は訳出本であるものの、カipelの『カルヴァニズム講義』を研究者の視点ではなく、カルヴァン派の牧師の目線で訳出していることから、カipelの思想等がある程度把握することができる。また、カipelの思想を通じてキリスト教世界観の成立を詳説した P. S. ヘスラム（2002）の研究¹⁷、そして稲垣久和（2001）の研究¹⁸を中心して、カipelの領域主権論の整理を試みる。

2. 学校闘争に至る教育法制

冒頭でも述べたように、現在オランダの初等中等教育レベルの学校の約 7 割が私学であるが、公教育の中で私学が公立学校を量的に凌駕することとなった歴史的背景には、カipelをはじめとするカルヴァニストやカトリック勢力による学校闘争がある。ではなぜこれらのキリスト教派勢力は学校闘争を展開したのか。ここでは主に教育法制の視点から、学校闘争に至った状況について概説する。

一つの歴史的起点となるものが、18 世紀末葉に始まるフランス革命である。同革命は、啓蒙の世紀の理性に対する信・不信態度の問題を超えて、国家と教育の関係においても大きな思想上の論点を生んだ¹⁹。この余波は、隣国のネーデルラント連邦共和国にも波及して、フランス革命軍が支援する愛国者グループを中心とした勢力がオランダ国内に侵攻し、1795 年にバタヴィア共和国

(Bataafse Republiek) を建設したのである。これによりネーデルラント連邦共和国は消滅し、フランス革命の影響を受けたバタヴィア人民憲法 (Staatsregeling voor het Bataafsce Volk) が制定された。

同憲法下において、1801 年に制定された学校法 (schoolwet) は、公教育に関する初めての法律であったものの、国家による教育の管轄や国が任命した教育監査官による教育施設の整備という国民教育制度の原型を備えていた²⁰。

そして 1806 年 4 月 3 日には同法は改正され、宗派を持たない学校として公立学校 (openbare) とそれ以外の学校として私立学校 (bijzondere scholen) の二種類の学校組織が作られ、今日のオランダの学校区分が開始されたのである。この改正学校法においては公立学校の財源は国が持ち、それ以外の学校は公的財源を持たない学校である。見原によれば、私立学校は孤児院や教会付属の慈善奉仕団体などが運営する学校と宗教団体によって実施される教育を指しており、その学校の運営費は通学する児童生徒の保護者が支払うとされていたとして、この時点で国は公立学校推進と私立 (宗派) 立学校の制限という、国家による教育の非宗教化の方向性が既に示されていた²¹とされる。これらの教育法整備の観点からも、フランス革命による教育思想が色濃く反映されたことが看取できる。

では改正学校法において教育の目的はどのように規定されたのか。着目すべきは同法第 22 条である。同条では「キリスト教的であり社会的美德である」²²と明記された。この点について見原は、「宗教教義そのものの教授は控えられるようになったものの、宗教のもつ道徳的な側面は依然として重視されていた」²³と指摘している。当初、この法律について超自然主義派 (Supra-naturalisten) などは好意的に受け止めていたとされるが、教育は「キリスト教

的であり社会的美德である」とする以外は旧法の変わず曖昧性が高く、ブークホルトによれば、当時牧師であり美術家のホフステッド・デ・グロート（Cornelis Hofstede de Groot）を引用して、「キリスト教的であり社会的美德である」ための具体的手段が何も規定されていないことが欠点としている²⁴。そして同法は、1857年の初等教育法へと引き継がれていくこととなるが、バタヴィア共和国は1848年に憲法改正を行っている。1848年憲法では「教育の自由」が初めて憲法の基本的人権に規定されたが、私学としては、いわゆる「私学の自由」を獲得することができたものの、国による公費助成については規定がなく、これにより多くの私学が経営上の危機に陥ることとなる²⁵。

19世紀中葉の主な政治的勢力は、フローニンゲン学派勢力として一般キリスト教公教育を唱え、保守系の多くの支持者を有する告白派（de confessionelen）、次に、グルン・ファン・プリンステラーを中心とする反革命派で、公教育を所属教会によって任意に分離することを主張する勢力、そして教育基本法にキリスト教原則を明記する必要はないとする進歩的リベラル派を中心とした中立派、いわゆる自由主義勢力の大きく三つの勢力が存在した²⁶。進歩的リベラル派にはこの段階においてローマ・カトリック勢力が加わっていたこともあり、「公教育は当然ながら、ある程度はキリスト教的であるべきである。なにしろキリスト教は我々の文明の基礎である。」としつつ、「公教育に不満がある者は、自分たちで特別な教育機関を作ればいいという考えである」²⁷という、キリスト教は実生活の要諦としつつも、それを教育に反映させることについては消極的な姿勢を取り続ける。

このように教育政策は政策レベルにおいて混迷を深め、1856年から1858年に首相を務めたヴァン・デル・ブルッヘン（Van der

Brugghen) の元において状況はさらに複雑になる。ブークホルトによれば、ブルッヘンは、正統派プロテスタントの出身でありながら、実は自由主義勢力に数えられていたとされ、様々な宗教的方向性に対して中立的であるべき国家を想定していたとされる²⁸。その路線で1857年8月3日に初等教育法が制定されたのである。そのため、法制上、キリスト教系私学に対する公費助成はなく、教育内容としても一般的なキリスト教の性格を持つことができる程度に制限されたのである。換言すれば、「中立的であるべき国家」を創造していく上で、初等教育における世俗的自由主義を掲げつつ、教育の中央集権化が推進されていったということである。

3. 反革命思想とカイペル

この1857年初等教育法に対して真向から反対を示したのが、1847年に『不信仰と革命』(*Ongeloof En Revolutie*)を著したキリスト教再建主義派の一人であり、政治家のギヨーム・フルーン・ファン・プリンステレル(Guillaume Groen van Prinsterer)である。見原はフルーンの『不信仰と革命』について、啓蒙主義からフランス革命にかけての歴史に不信仰的な性格を見ており、その「神なき思想」による革命に対して異議を唱えるものとしている²⁹。フルーンはその著書で権威の維持は、すべての自己啓発と真の自由の破壊に繋がるとし、カルヴァン派教父たちの教義と実践は全ての家族、そして全ての企業の財産は、家長や経営者の権限の範囲内で運用され、異議を唱える者については規則を定めて対処すべきであり、それは彼ら自身の問題に関する限り、彼ら自身の事柄として最も広い意味で解決されなければならない³⁰としている。フルーンは正統派カルヴァン主義を唱え、当時の政治レベルで優勢の自由主義派勢力が進める政治改革に対して強く批判した。そ

のフルーンの主張を踏襲したのがアブラハム・カibelである。

オーストリアの経済学者であり思想家の F. A. ハイエクの分析枠組みを利用してフルーン及びカibelの反革命思想の分析を試みているルーカス・G・フレイレ (2021) は、フルーン及びカibel共に自由主義については批判しているものの、それらの彼らの批判はフランス革命の思想を支える世界観を否定するための二次的な要素であり、彼らは当時の問題に対処するカルヴァン主義に基づく政治思想を忠実に実現することであった³¹と、フルーンとカibelの政治思想について指摘し、カibelとフルーンは、当時のヨーロッパに拡大しつつあったフランス革命由来の社会主義や共産主義思想を忌み嫌い、大陸自由主義世界観の批判を展開したとしている。P.S. ヘスラム (1998) は、反革命思想とは「フランス革命を起こさせていた諸原理に対抗する諸原理を表すために、カiperがフルーンから取り入れた言葉」とし、それはキリスト教改革派教理と一致していた³²としている。

この「反革命思想」についてフレイレは、スコットランドの啓蒙主義に関わる思想家のヒュームの著作に代表され、彼らは「本質的に経験主義的な世界観」をベースにして、それによる制度や道徳、言語や法律が累積成長の過程でいかに発展してきたかについて明らかにし、複雑性と秩序が交錯する人間同士の関係において、目的のある制度がどのように育つかを示した社会理論の体系につながった³³と同思想について概説しており、これを踏まえれば反革命思想はフランス革命に繋がる「自由」的思想に対する思想ということである。

後述するが、1879年にカibelが創設した政党である ARP は、フランス革命のスローガンである「自由、平等、博愛」の精神に対抗して「自由」を求めたものであるとして、カibelにとって

「自由」は大きな意味を持っていた³⁴。カイペル自身が、カルヴァニストであることを踏まえると、この「自由」は、稲垣久和(2001)が述べるように古典文献としての聖書の尊重という、ルネサンス精神を継承しつつ、なおルネサンス・ヒューマニズムとは決定的に袂を分かた「自由」であり、「あらゆる権威からの自由」というルネサンス—啓蒙主義とは一線を画し、神の前における「良心の自由」ということになる³⁵。

4. 反革命党の結成と領域主権論の概要

これまで、学校闘争に至る法制度と政治的背景について概説してきたが、フランス革命の影響を強く受けた教育法が次々と整備されることは、正統派カルヴァン主義勢力を中心とする宗派勢力の不満を増長させることになる。この状況に対して、カイペルは後に本格的に学校闘争へと繋がる政治的運動を展開する。

カイペルはオランダ改革派教会の牧師としてそのキャリアをスタートさせた。ライデン大学において自由主義神学を専攻した後、福音的信仰を持つ教区民に感化される形で福音主義的なカルヴァン主義者として社会的・政治的、また経済的な領域の全てにおいて、イエス・キリストの最高の主権を主張し、1874年3月20日に下院議員に選出された。この段階でカイペルは、任職してきた牧師としての影響の範囲を超える領域において、キリスト教諸原理に従い、反革命勢力とともに社会変革に取り組むことができる手段として下院議員という立場を見据えていたとされる³⁶。そして1879年に先述のARPを創設したのである。

近代的な民主主義の方針に沿って創設したARPは、オランダの政治における（フランス革命的）自由主義的支配の終焉の合図となり、近代的政党組織に基づく、より民主主義的かつ代議制政治

形態の発展に道を開くものであり³⁷、カイペルの反－(anti)革命党は、すべてのレベルでオランダ社会に多大な影響をもたらしたフランス革命の、その啓蒙主義的観念による文化的、政治的刷新に対して、代わりとなる政策を提供することを目的とする政党として当時の自由主義勢力で占められていた政府と対峙していくこととなる。見原は、カイペルのフランス革命に対する批判は、ブルボン王朝の圧政に対する打倒そのものに向けられたものではなく、圧政を破壊するための手段として、「神が」革命をもたらしたという考えかたには賛同している³⁸としている。そして反革命の「反(anti)」とは、オランダ保守層やカトリック教徒らが革命に対して取った「敵対(contra)」的態度とは異なる身の置き方を示した表現であり、カイペルの言う敵対－革命主義者とは、歴史の流れにおいて秩序づけられてきた世界観をことごとく破壊する人びとのことを指すと述べている。つまり秩序の破壊者という点では敵対－革命主義者も革命主義者も一致している³⁹ということであることから、フランス革命の解放的思想に対しては肯定しつつ、その背後にある無神論的思想に対して「反」の態度を取るということである。カイペルはフランス革命を「神を無視し、神に反抗したもの」であり、「本来主権者である神は退けられ、いわゆる自由意志をもって人間がその空位を我が物顔に占めている。人間の意志が万物を決定し、あらゆる権力と権威とは人間から出てくる」⁴⁰とフランス革命に対して批判する。

カイペルは以上のような思想的立場から、当時の政府及び自由主義勢力と鋭く対峙していくこととなるが、そのカイペルの思想の中心となるものが領域主権論である。カイペルはこれまで多くの著作を著してきたが、オランダの宗教的、政治的生活をはじめ、国際的な学派に著しい影響を与えたものが、1898年の『カルヴィ

ニズム講義 (*Lectures on Calvinism*)』である。本書は同年にアメリカ合衆国のプリンストン神学校で行った六回にわたる連続講義（通称、ストーン講義）を出版したものであり、カibelの思想哲学が集約されているものである。本稿では、第三講義「カルヴァニズムと政治」に焦点を当てて領域主権論について概説する。

先ずカibelは、「カルヴァニズムの宗教的推進力は、政治社会にも全く独自の根本的理念を与えたのであるが、これはカルヴァニズムが人間生活の枝を整え幹を清めただけでなく、その根源にまで徹底したことであり（中略）、より広い政治組織が何れも皆特定の宗教観若しくは反宗教的理念を土台として樹立されている」とし、フルーンの言葉を引用する形で「カルヴァニズムのうちに我々の立憲政体の自由の起源と保証とか存在する」⁴¹と述べる。この支配的原理は救済論的（「信仰による義」）なものではなく、広い意味での宇宙論的（天地を貫いて見えるものと見えないものとにわたる宇宙支配者である、三位一体の神の主権）な信仰⁴²を意味している。そしてカibelはこの本源的主権を第一に「国家における主権」、第二に「社会における主権」、そして第三に「教会における主権」と三重の主権に分類している。そのため、本稿では、第一及び第二の点について着目する。

第一の国家における主権について、カibelは国家制度や国家権力は神が与えたものであるため、国家権力はその支配を機械的に行うことから、人間の本性とは調和しないとする。しかしながらそうしたことを理解しない立場の人間が国家制度や国家権力を掌握している中においては、カルヴァニズム精神と理解力をもって常に警戒しなければならない、国家権力の中に潜在する危険を避けなければならないと展開する。そして、カルヴァニズムは政治学においても人間的要素（つまり大衆）が中心とされてはならな

いという教義から「人は他者を支配する権利は保持せず」、従って「いかなる権力を持つ同胞に対しても自由である」⁴³と述べる。

カibelはこの自由について、次の第二の社会における主権の所でも述べているが、カibelは家族、職業、科学、芸術等は全て社会的主権に属するということから始めている。「これらはその存在を国家に負わず、その生活の基準が国家の優越性によらず、それ自身の心に置かれたより高い権威に服従する」として、国家とはいえ、これらへの侵入も支配もなし得ない⁴⁴とする。そして政府については最高義務として裁判があり、次に「人民を一つの単位として考えること」であり、国内的にはその一致の深化と妨げられないようにすることとして、その結果、政府の機械的統一化の力が顕在化し、機械的権威によって社会生活に介入し服従させようとする批判する。そのため社会生活はこれらの力に対抗して常に政治的権威より脱出してようと努力するのである⁴⁵。

そしてストーン講義では、カルヴァニズムは神によって定められた国家権力の権威を尊重したのと同様に、創造の秩序によって、社会的領域の中に神が与えた第二の主権があり、この両主権に対して各々の独立と両者の間の関係の調整とを、行政としてではなく法律の下になされることを求めたとし、主権の所在を示した後、「カルヴァニズムは独自の根本理念から憲法を生み出した」⁴⁶とする。カibelによれば、憲法が十分な発達を遂げたのは、カトリック教諸国やルuter主義の行われる国ではなく、国家の権威という機械的領域と社会的集団の権威という有機的な領域の二領域の上に神を位置づけているカルヴァニズム諸国であるとしている。

従って、神以下の領域にいる全ては自由であり、それは支配力を持った人格においても同じとしている。カibelは「甲が乙よ

りも、その人格において、才能と状況において、一層大きな力を持つということはどこにでもあること」であり、故に「支配は国家に与えられた権力によるものではなく、生命の主権そのものより出て有機的に作用する」⁴⁷としている。そしてこの有機的卓越性を土台として、この人格的支配力に並ぶところに領域主権があるとする。つまり、全ての活動圏内では、それぞれ全く独立した判断と権威的行動を取ることができると思っており、これらの有機的領域の背後に「結婚・家庭平和・教育・所有などの権利を持った家族の領域がある」⁴⁸ということである。カイペルは、第一に人格的卓越性による社会的領域、第二に大学・組合・団体等の法人という領域、第三に家庭的領域、第四に公共体の自治権の中という四領域で自身の主権を主張することができる領域、換言すれば政府の干渉や国家の法律を強要することはできない領域としている⁴⁹。

しかし、生活の自治的領域全てに国家及び政府の干渉が及ばないかと言えばそうではなく、カイペルは第一にそれぞれの領域間の利害が相反した場合、それぞれの境界線を相互に尊重するための介入として、第二に各領域内において一部の権力乱用による個人又は弱者救済の場合、第三に国家の自然的結合を保持する場合に個人的、財政的負担をすべての人々に義務付け場合、国家や政府は介入する必要があるとしている⁵⁰。ただし、こうした介入は国家権力による一方的になされるものではなく、法律は各人の権利を認め、私有財産権は政府の権力乱用によって侵犯されないように、堅固な保護下に置かれなければならない、ここに国家的主権が社会的領域における主権と協調の起点となる⁵¹とする。

以上、カイペルの『カルヴァニズム』『第三講義カルヴァニズムと政治』の文脈から、領域主権論について概説した。カイペルに

においては国家という概念と社会の概念は明確に区別する。有機体である社会的領域は創造の秩序として歴史の発展の中で生成されるものである一方で、機械論的な国家は人間の墜落後、罪とアナキズムを抑止するために神によって制定された制度である。P. S. ヘスラム (1998) は、カイペルの領域主権論は独自のキリスト教機関の創設のための理論的根拠として、そして国家や政府、教会からの自律性を志向する ARP の立場に対する理論的根拠として重要であったと同時に、それ以上に自由主義の政治支配に対するカイペルの答えである社会的、政治的多元主義に理論的根拠を与えたと指摘している⁵²。

カイペルのこうした視座に立つとフランス革命理論により社会統治を進めつつあった自由主義勢力の教育改革に対抗していくことは自明であり、1870 年代初頭より私学（宗派立学校）の拡充とそれに対する公費助成を求めた運動が展開されていくこととなる。

5. おわりに

本稿は、カイペルの基幹的思想である領域主権論に着目して、オランダの私学に対する公費助成の理論を明らかにしていくための研究の視座を浮上させることを目的として、19 世紀初期から中葉にかけての自由主義勢力が推し進めた教育法制度を概説しながら論じてきた。

先ず指摘できることは、カイペルの思想の根幹が、教育学や社会学、そして法学、哲学的なものではなく、宗教的な視点より出発されていることである。その場合、社会科学領域に対する研究的視座としては、ある意味弱くなると捉えられる場合もあるが、G. ハリンク (2002) も指摘するように、宗教とは政治的、社会的、環境的な側面による抑圧からの一種の解放であること⁵³を踏まえ

れば、当時の社会状況や政策背景における当事者たちの状況をより明確に論じていく上での一つの起点となり得ると考える。

次に、カイペルが牧師という宗教的立場から政治の場に身を転じ、反革命党の創設、そして私学への公費助成を訴えた中心人物の一人であるということである。結果的に憲法第 23 条が制定されたことに鑑みれば、カイペルの思想が宗教的であったとしても、私学に対する公費助成の理論には、領域主権論をはじめ、カイペルらカルヴァニストの理念が反映されていると考えられる。そのため、領域主権論から宗教的、非宗教的要素をそれぞれ抽出することで、カイペルの教育思想を浮上させることができる。それは私学に対する公費助成理論を示していく上で必要な研究作業といえる。そのためには、カイペルの領域主権論の解題も課題として挙げられる。

今後、オランダにおける私学公費助成の理論を論究し、私立学校に対する公費助成の新たな理論を導き出すためには、カイペルの領域主権論の解題を踏まえた、カイペルが同論を打ち立てた歴史的背景の考察も必要となる。とりわけ、1879 年の ARP 結党史や 1880 年のアムステルダム自由大学設立史、そして 1890 年のプリンストン神学校で行われたストーン講義など、1880 年前後から 1890 年までの約 10 年間にカイペルはその思想を具現化していることから、よりカイペルの国家と教育の関係論を論じるためには、それぞれの成立史の探究も研究課題である。

これらの研究活動は学校闘争自体を構造的に明らかにすることにも繋がると考えるが、同闘争に関する研究はオランダを中心として行われているものの、論者によってその時代区分については必ずしも定まっていないのが現状である。そこで、1857 年の初等教育法が私学を財政的に追い詰めた一つの要因と仮説すると、教

育制度論としては同法成立期が一つの学校闘争の起点と考えられることから同法の成立過程に加えて、カイペルらカルヴァン主義派をはじめとするキリスト教勢力の同法に対する反応についても明らかにしていく必要がある。

以上が本研究を通じて浮上させた研究の視座である。今日の私学に対する公費助成の理論の一端を明らかにしていくためには、歴史的に展開されてきた政治的論争の文脈から切り離して論じることができず、宗教的考察も必要不可欠であるということである。本稿はそれらの分析枠組みとは言えないまでも、論究すべき視点を浮上させることであった。そのため本研究で示した各論について、今後としてはアムステルダム自由大学及び 2002 年にプリンストン神学校に公共神学のために設立された、アブラハム・カイペルセンターへの研究調査並びに、一次資料の蒐集と資料の丁寧な精査が求められる。

【参考文献】

- ・栗原福也『ベネルクス現代史』、世界現代史 21、山川出版社、1982 年。
- ・今野健一『教育における自由と国家 フランス公教育法制の歴史的・憲法的研究』、信山社、2006 年。
- ・フランス学会編『フランス教育の伝統と革新』、大学教育出版、2009 年。
- ・J. ゴデシヨ『反革命 理論と行動 1789-1804』、平山栄一訳、みすず書房、1986 年。
- ・R.マウ著、稲垣久和、岩田三枝子訳『アブラハム・カイパー入門 キリスト教世界観・人生観への手引き』、教文館、2012 年。

【引用脚注】

¹ Mathilde Blok and Johan Graafland, *SUBSIDIARITEIT, SOEVEREINITEIT IN EIGEN KRING EN DE BOUWFRAUDE.*, Philosophia Reformata, Vol. 69, No. 1 (2004), p. 4. カイペルは、アムステルダム自由大学を開学し、その開学の演説においてはじめて「領域主権」という言葉を用いたとされている。

² 中央統計局 (Statistics Netherlands :CBS) ホームページ、「教育機関; サイズ、種類、哲学的根拠 (Onderwijsinstellingen; grootte, soort, levensbeschouwelijke grondslag)」, URL: <https://opendata.cbs.nl/statline/#/CBS/nl/dataset/03753/table?ts=1649032275884> (2023 年 2 月 1 日最終アクセス)。

³ その私学はキリスト教系やイスラーム教系、ヒンズー教系などの各宗派による私学をはじめ、イエナ教育やドルトン・プラン教育など、特定の教育思想を実践する諸学校が設立されている。各宗派別で見ると、2021/22 年度でいえばローマ・カトリック系の初等学校は全体の 30.4%、プロテスタント・キリスト教系の初等学校が 29.6%と、私学初等学校の半数をキリスト教系の私学が占めている。その他の宗派系の初等学校は 8.7%であり、教育文化科学省は近年はこの各宗派を基盤とする学校の比率は安定しているとしている。Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap., Instellingen po. URL: <https://www.ocwincijfers.nl/sectoren/primair-onderwijs/instellingen/aantal-scholen-in-het-primair-onderwijs> (2023 年 2 月 2 日最終アクセス)

⁴ 憲法第23条は2023年1月時点において修正は見られないが、ここでは内務省憲法法制局が発行している最新の憲法典より、同条7項を示しておく。Ministerie van Binnenlandse Zaken en Konink

rijksrelaties, Directie Constitutionele Zaken en Wetgeving., Directie Constitutionele Zaken en Wetgeving Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden 2018. Hoofdstuk 1 Grondrechten, § 23 (7) ; “*He t bijzonder algemeen vormend lager onderwijs, dat aan de bij de wet te stellen voorwaarden voldoet, wordt naar dezelfde maatstaf als het openbaar onderwijs uit de openbare kas bekostigd. De wet stelt de voorwaarden vast, waarop voor het bijzonder algemeen vormend middelbaar en voorbereidend hoger onderwijs bijdragen uit de openbare kas worden verleend.*” 訳出「私立一般初等教育で、法律で定められた条件を満たす学校は、公立教育と同じ基準により公費を拠出するものとする。この法律は、私立一般中等教育及び準備高等教育に公的資金を拠出するための条件を定める。」

⁵ 結城忠、『教育の自治・分権と学校法制』東信堂、2009 年、pp. 347-348。

⁶ Europese Commissie, Eurydice: 2. 3. *Algemene principes en wetgeving, Grondwetenvrijheid van onderwijs, Organisatie van het onderwijs system in Nederland 2008/09*, p. 22.

⁷ 結城忠、『教育の自治・分権と学校法制』東信堂、2009 年、p. 301。

⁸ 同上書、p. 332。

⁹ ARP は 1980 年にカトリック人民党 (KVP) とキリスト教歴史連合(CHU)と合併し、現在のキリスト教民主アピール(CDA)となった。参照: オランダ国会議事堂ホームページ「反革命党 (ARP)」。URL: https://www.parlement.com/id/vh8lnhrogvuw/anti_revolutionaire_partij_arp

¹⁰ 見原礼子『オランダとベルギーのイスラーム教育 公教育における宗教の多元性と対話』、明石書店、2009 年、p. 55。

¹¹ 同上書、p. 60。

¹² アムステルダム自由大学ホームページ、「ナタリスの死」、URL: <https://www.geheugenvandevu.nl/tijdslijn/dies-natalis#:~:text=De%20plechtige%20opening%20van%20de,'Soevereiniteit%20in%20eigen%20kring'.> (2023 年 2 月 7 日最終アクセス)

¹³ P.Th.F.M. Boekholt/E.P. de Booy. (1987) , *Geschiedenis van de school in Nederland*, Van Gorcum.

¹⁴ 前掲書、見原、pp. 46-60。

¹⁵ 水島治郎『戦後オランダの政治構造 ネオ・コーポラティズムと所得政策』、東京大学出版会、2001 年、pp. 65-78。

¹⁶ アブラハム・カイペル『カルヴァニズム』、鈴木好行訳、聖山社、1988 年。

¹⁷ P. S. ヘスラム『近代主義とキリスト教 アブラハム・カイパーの思想』、稲垣久和・豊川慎訳、教文館、2002 年。

¹⁸ 稲垣久和『公共の哲学の構築をめざして キリスト教世界観・多元主義・複雑系』、教文館、2001 年。

¹⁹ 原聡介「第 1 部現代フランス教育を支えるもの 第 3 章教育思想の系譜」、フランス教育学会編、『フランス教育の伝統と革新』、大学教育出版、2009 年、p. 41。

²⁰ 前掲書、見原、pp. 47-48。

²¹ 同上書、p. 48。

²² REGLEMENT voor het Lager Schoolwezen en Onderwijs binnen de Bataafsche Republiek 1806. § 22: “*Alle Schoolonderwijs zal zoodanig moeten worden ingerigt, dat onder het aanleeren van gepaste en nuttige kundigheden, de verstandelijke vermogens der kinderen ontwikkeld, en zij zelven opgeleid worden tot alle maatschappelijke en Christelijke deugden.*”

訳出すると「すべての学校教育は、適切で有用な技術を学びながら、児童の知的能力を開発し、児童自身がすべての社会的およびキリスト教的美德を身につけるように配置されなければならな

い。」となる。

²³ 前掲書、見原、p. 48。

²⁴ P.Th.F.M. Boekholt/E.P. de Booy, p. 6.

²⁵ 前掲書、結城、p. 48。

²⁶ P.Th.F.M. Boekholt/E.P. de Booy, p. 212.

²⁷ *Ibid.*

²⁸ *Ibid.*

²⁹ 前掲書、見原、p. 54。

³⁰ G. Groen van Prinsterer, “*Ongeloof en revolutie: Eene reeks van historische voorlezingen*”, Leiden, 1847. P.48.

³¹ Lucas G. Freire., *Abraham Kuyper and Guillaume Groen van Prinsterer as Anti Rationalist Liberals*, Journal of Church and State, Volume 63, Issue 2, Spring 2021, Oxford Academic, p. 199.

³² 前掲書、P. S. ヘスラム、p. 42。

³³ Lucas G. Freire., *Abraham Kuyper and Guillaume Groen van Prinsterer as Anti Rationalist Liberals*, Journal of Church and State, Volume 63, Issue 2, Spring 2021, Oxford Academic, p. 199.

³⁴ 前掲書、稲垣久和、p. 61。

³⁵ 同上書、p. 62。

³⁶ 前掲書、P. S. ヘスラム、p. 43。

³⁷ 同上書、p. 16。

³⁸ 前掲書、見原、p. 55。

³⁹ 同上書、p. 56。

⁴⁰ 前掲書、アブラハム・カイペル『カルヴァニズム』、鈴木好行訳、pp. 129-130。

⁴¹ 同上書、p. 144。

⁴² 同上書、p. 131。

⁴³ 同上書、pp. 130-131。

⁴⁴ 同上書、p. 149。

⁴⁵ 同上書、p. 153。

⁴⁶ 同上書、p. 154。

⁴⁷ 同上書、p. 156。

⁴⁸ 同上書、pp. 156-157。

⁴⁹ 同上書、p.157。

⁵⁰ 同上書、p.158。

⁵¹ 同上書、p.158。

⁵² 前掲書、P. S. ヘスラム、p. 146。

⁵³ George Harinck., *A Historian's Comment on the Use of Abraham Kuyper's Idea of Sphere Sovereignty*, Journal of Markets & Morality Volume 5, Number 1 (Spring 2002), Free University of Amsterdam, p. 285.